

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱

平成27年5月21日	文部科学大臣裁定
平成28年10月4日	一部改正
平成29年8月1日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和2年4月3日	一部改正
令和2年7月3日	一部改正

（通 則）

第1条 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この交付金は、認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園等における教育支援体制の整備事業に係る経費の一部を交付し、もって子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、認定こども園等における教育支援体制を整備する事業（以下「交付対象事業」という。）を都道府県が実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象事業は、市町村（特別区を含む。）、学校法人及び社会福祉法人等が設置する認定こども園等に対し、都道府県（間接補助事業者等（適正化法第2条第5項に規定する間接補助事業者等をいう。）においては指定都市・中核市）が実施する事業とし、交付対象事業の内容、交付対象経費及び交付金の額等は別記に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

（申請手続）

第4条 この交付金の交付を受けようとする都道府県は、別に定める期日までに、交付申請書（様式1）を大臣に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、交付決定通知書（様式2）にその決定の内容を交付の申請をした都道府県に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。
- 3 大臣は、交付申請書が文部科学省に到達した日から起算して原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の通知を受けた都道府県は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(交付対象事業の遂行)

第7条 都道府県は、交付対象事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更)

第8条 都道府県は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ内容変更承認申請書(様式3)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付目的を変えないで、交付金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付決定通知書は様式4によるものとする。
- 3 文部科学大臣は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 第5条第3項の規定は、第1項の承認をする場合において準用する。

(交付対象事業の中止又は廃止)

第9条 都道府県は、交付対象事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式5)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付対象事業の遅延の届出)

第10条 都道府県は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書(様式6)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 都道府県は、交付対象事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式7)を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

(実績報告)

第12条 都道府県は、交付対象事業が完了したとき若しくは交付対象事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式8)を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受

けたときは、その期間によることができる。

(交付金の額の確定等)

- 第13条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付対象事業の実施結果が交付金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、額の確定通知書（様式9）により都道府県に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
 - 3 大臣は、都道府県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
 - 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 大臣は、第9条の交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 都道府県が適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県が交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県が交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、都道府県に対し、当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号の理由による交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式10）を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付金の支払)

第16条 交付金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、交付金の全部又は一部について概算払することができる。

(財産の管理等)

第17条 都道府県は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 都道府県が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、又は一部を国に納付させることがある。
- 3 間接補助事業者等（適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。）が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について補助事業者等に納付があった場合は、その納付額について国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第18条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）、並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、大臣が別に定める。

- 2 都道府県は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 3 都道府県は、間接補助事業者等（適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。）から財産処分の承認の申請を受けたときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、第2項及び第3項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第19条 都道府県は、交付対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 都道府県は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、交付対象事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第20条 都道府県は、別記に掲げる間接補助事業者等（適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。）に交付金を交付するときは、本要綱第6条から第19条まで（第15～18条を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第21条 前条までに定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則（平成 27 年 5 月 21 日 27 文科初第 324 号）

この要綱は、平成 27 年 5 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 9 日から適用する。

附則（平成 28 年 10 月 4 日 28 文科初第 910 号）

この要綱は、平成 28 年 10 月 4 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 29 年 8 月 1 日 29 文科初第 660 号）

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 2 年 4 月 3 日元文科初第 1482 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 3 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 2 年 7 月 3 日 2 文科初第 491 号）

この要綱は、令和 2 年 7 月 3 日から施行し、令和 2 年度の補助事業から適用する。

別 記（第3条関係）

1 交付金の交付対象事業の内容、交付対象経費及び交付金の額等は次のとおりとする。なお、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業に限り、指定都市・中核市を間接補助事業等として行うことができる。

事業名	交付対象事業の内容	交付申請者	間接補助事業者等	交付対象経費	交付金の額
認定こども園設置促進事業	認定こども園の設置促進を図るため、都道府県が主体となり、教育の質の向上の観点から、地域の実情に応じた認定こども園の需要を踏まえ、域内の市町村（特別区を含む。）及び学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法人にあっては、幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）等に対して、教育の質の向上のための緊急環境整備、認定こども園における教育の質の向上のための研修支援、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援及び認定こども園等への円滑な移行のための準備支援、園務改善のための ICT 化支援を実施するもの	都道府県	指定都市・中核市 ※幼稚園教諭免許状取得支援事業に限る。	購入費、設置費、人件費、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、補助金、使用料、貸借料、研修参加費、入学料、受講料、雇上費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費等 ※各費目の取扱については教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の実施要領により定める。	交付対象経費の 1 / 2 以内とする。 （ただし、教育の質の向上のための緊急環境整備（新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品等の購入及びかかり増し経費）の場合は交付対象経費の 10 / 10 以内、幼稚園が行う教育の質の向上のための緊急環境整備（遊具等環境整備）の場合は交付対象経費の 1 / 3 以内、園務改善のための ICT 化支援の場合は交付対象経費の 3 / 4 以内とする。） 補助対象経費（交付金の額）の算定方法については実施要領に定めるところによる。

算定されたそれぞれの額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事（記名押印又は署名）

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付申請書

令和 年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）として下記金額を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。

記

交付金交付申請額 金 千円

（添付書類）

- ・ 事業計画（内訳）（別紙1）
- ・ 都道府県の収支予算書（別紙2）

様式1 (別紙1)

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金 (認定こども園設置促進事業) 事業計画 (内訳)

都道府県名: _____

1. 内訳

(単位: 千円)

事業名	交付対象事業に 要する経費 (総事業経費)	交付対象経費	交付希望額	備考
<p style="text-align: center;">認定こども園設置促進事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>①教育の質の向上のための緊急環境整備</p> <p>②認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援</p> <p>③保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援</p> <p>④認定こども園等への円滑な移行のための準備支援</p> <p>⑤園務改善のためのICT化支援</p> </div>				

(注) 交付希望額は、1,000円未満を切り捨てて記入すること。

2. 事業内容 (予定) について

	事業内容
①教育の質の向上のための緊急環境整備	(園)
③保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援	(人)
④認定こども園等への円滑な移行のための準備支援	(園)
⑤園務改善のためのICT化支援	(園)

(注) 「①教育の質の向上のための緊急環境整備」については、整備予定施設数 (園) を、「③保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援」については、受講料補助の対象となる予定の人数を、「④認定こども園等への円滑な移行のための準備支援」については、整備予定施設数 (園) を、「⑤園務改善のためのICT化支援」については、整備予定施設数 (園) を記入すること。

様式1 (別紙2)

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金 (認定こども園設置促進事業) 収支予算書

都 道 府 県 名
令和 年 月 日 議決

(単位: 千円)

収 入				支 出	備 考
国庫交付金	一般歳入	その他	計		

- (注) 1 交付対象事業に係る予算が議決済以外の場合には、議決予定年月日を備考欄に記載すること。
- 2 都道府県知事は、本票について次のとおり証明又は確約すること。
- (1) 議決済の場合
本票は、当該補助事業に係る予算書の抜粋に相違ありません。
 - (2) 議決未済の場合
本票のとおり当該補助事業に係る予算を確保することを確約します。
 - (3) 一部議決済、一部議決未済の場合
当該補助に係る予算は、本票のとおり一部議決済みであり、議決未済分についても確保することに相違ありません。

令和 年 月 日

都道府県知事 (記名押印又は署名)

都道府県知事 殿

文 部 科 学 大 臣 印

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付決定額は以下のとおりとする。

交付金交付決定額 金 _____ 千円

- 2 交付金の交付対象事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 3 交付の条件は教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱によるものとする。
- 4 この交付決定に対して不服のある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。
- 5 交付対象事業に要する経費（総事業経費）、交付対象経費及び交付金の額は別に示す内訳のとおりとする。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合における交付対象事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

交付対象事業に要する経費 (総事業経費)	交付対象経費	交付金の額

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事（記名押印又は署名）

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）
事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）について、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付対象事業の内容を変更したいので承認されたく申請します。

記

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 交付決定額 | 千円 |
| 2 | 変更後の額 | 千円 |
| 3 | 変更増減額 | 千円 |
| 4 | 変更の事由 | |
| 5 | 添付資料 | |
- 交付決定通知書の写しを添付すること。

※ 変更後の額の内訳については別に示すとおりとする。

(内訳)

(単位：千円)

事業名	交付対象事業に要する経費(総事業経費)		交付対象経費		交付金の額	
	当初	変更後	当初	変更後	当初	変更後
認定こども園設置促進事業						
①教育の質の向上のための緊急環境整備						
②認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援						
③保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援						
④認定こども園等への円滑な移行のための準備支援						
⑤園務改善のためのICT化支援						
計						

(注) 交付金の額は、1,000円未満を切り捨てて記入すること。

都 道 府 県 知 事 殿

文 部 科 学 大 臣 印

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）
変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で事業の内容の変更申請のあった令和 年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付け 第 号の交付決定を下記のとおり変更交付することに決定したので同法第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった事業とする。
- 2 交付対象事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の額は次のとおりとする。
ただし、交付対象事業の内容が変更された場合における交付対象事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

(単位：千円)

交付対象事業に要する経費 (総事業経費)		交付対象経費		交付金の額		
当 初	変更後	当 初	変更後	当 初	変更後	増△減

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事（記名押印又は署名）

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）について、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第9条の規定により、下記の理由により交付対象事業を中止（廃止）したいので承認されたく申請します。

記

- 1 交付決定額 千円
- 2 事業中止（廃止）の理由
- 3 添付書類
交付決定通知書の写しを添付すること。

様式6

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事（記名押印又は署名）

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）
事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった教育支援体制
整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）については、年度内に事業の完了が困
難となったため、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要
綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

理由

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事（記名押印又は署名）

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）
事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定に基づき、下記のとおり交付対象事業の状況を報告します。

記

事業名	事業実施状況	事業者支出状況
認定こども園設置促進事業	着手 令和 年 月 日	総事業費(A) 円
	終了(予定) 令和 年 月 日	現在までの支出額(B) 円
	現在までの進捗率 %	支出率(B/A*100) %

様式8

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事（記名押印又は署名）

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、別添のとおり交付対象事業の実績を報告します。

（添付書類）

- ・ 事業実績報告書（内訳）（別紙）

様式8 (別紙)

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金 (認定こども園設置促進事業) 事業実績報告書 (内訳)

都道府県名: _____

1 交付金の実績

(単位: 千円)

交付決定額	交付金充当額	不用額

2 事業ごとの内訳

(単位: 千円)

事業名	交付対象事業に要した経費 (総事業経費)		交付対象経費		交付金の額	
	当初	実績	当初	実績	当初	実績
認定こども園設置促進事業						
①教育の質の向上のための緊急環境整備						
②認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援						
③保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援						
④認定こども園等への円滑な移行のための準備支援						
⑤園務改善のためのICT化支援						
計						

様式9

文 書 番 号
令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

文 部 科 学 大 臣 印

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の額の確定通知書

令和 年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

確 定 額 金 千円

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事（記名押印又は署名）

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた教育支援
体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）に係る消費税及び地方消費税に係る仕
入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179条）第15条の規
定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 千円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額（要国庫補助金等返還相当額）

金 千円

- 3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

参考様式

令和 年度 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）調書

文部科学省所管

都道府県名

(単位：千円)

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
(項) 初等中等教育振興費 (目) 教育支援体制整備事業費交付金											

記載要領

- 1 「科目」は、款、項、目、節に区分して記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあたっては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあたっては、当初予算額、追加更正予算額、流用等増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、当該交付金に係る確定額その他参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 4 千円単位で記載すること。